

表7 平成26年度以降の新規オンライン化手続

整理番号	手続名	根拠法令、根拠規定	手続を受け付けているシステム等の名称	26年度	27年度以降	手続種別	備考
1	臨床教授等の許可の申請	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29条)第21条の3第1項	e-Gov	○	—	1	平成26年10月からオンライン化を実施予定
2	臨床教授等病院の指定	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29条)第2条第13号 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)第1条第3項	e-Gov	○	—	1	平成26年10月からオンライン化を実施予定
3	臨床修練の許可の更新	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29条)第3条第6項	e-Gov	○	—	1	平成26年10月からオンライン化を実施予定
4	臨床教授等の許可の更新	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29条)第21条の7第1項	e-Gov	○	—	1	平成26年10月からオンライン化を実施予定
5	臨床修練証明書交付依頼	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)第11条	e-Gov	○	—	1	平成26年10月からオンライン化を実施予定
6	教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)支給申請書	雇用保険法施行規則第101条の2の7第2号	e-Gov	○	—	—	平成26年2月3日からオンライン化を実施予定 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
7	教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)支給申請書	雇用保険法施行規則第101条の2の7第3号	e-Gov	○	—	—	平成26年2月4日からオンライン化を実施実施予定 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
8	就業促進定着手当支給申請	雇用保険法施行規則第83条の4第1項	e-Gov	○	—	—	平成26年2月5日からオンライン化を実施予定 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
9	健康保険厚生年金保険産前産後休業取得者申出書	健康保険法159条の3、厚生年金保険法81条の2の2	e-Gov	○	—	1	平成26年4月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
10	船員保険厚生年金保険産前産後休業取得者申出書	船員保険法118条の2、厚生年金保険法81条の2の2	e-Gov	○	—	1	平成26年4月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
11	健康保険厚生年金保険産前産後休業取得者変更(終了)届	健康保険法159条の3、厚生年金保険法81条の2の2	e-Gov	○	—	1	平成26年4月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
12	船員保険厚生年金保険産前産後休業取得者変更(終了)届	船員保険法118条の2、厚生年金保険法81条の2の2	e-Gov	○	—	1	平成26年4月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
13	健康保険厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届	健康保険法43条の2附則(平成16)57条、厚生年金保険法23条の2附則(平成16)34条	e-Gov	○	—	1	平成26年7月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
14	船員保険厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届	船員保険法19条、厚生年金保険法24条の2、厚生年金保険法施行規則19条の2	e-Gov	○	—	1	平成26年7月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
15	健康保険厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届	健康保険法43条の3、厚生年金保険法23条の3	e-Gov	○	—	1	平成26年7月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
16	船員保険厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届	船員保険法19条の2、厚生年金保険法23条の4	e-Gov	○	—	1	平成26年7月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
17	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書	厚生年金保険法26条附則(平成16)35条、厚生年金保険法施行規則10条の2	e-Gov	○	—	1	平成26年7月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
18	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届	厚生年金保険法26条、厚生年金保険法施行規則10条の2	e-Gov	○	—	1	平成26年7月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要

整理番号	手続名	根拠法令、根拠規定	手続を受け付けているシステム等の名称	26年度	27年度以降	手続種別	備考
19	厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届	厚生年金保険法27条、厚生年金保険法施行規則3条、10条の4、15条の2、22条の2	e-Gov	○	—	1	平成26年7月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
20	厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届	厚生年金保険法27条、厚生年金保険法施行規則10条の4、18条、19条、19条の5	e-Gov	○	—	1	平成26年7月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
21	厚生年金保険(船員)70歳以上被用者該当・不該当届	厚生年金保険法27条、厚生年金保険法施行規則3条、10条の4、15条の2、22条の2	e-Gov	○	—	1	平成26年7月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
22	厚生年金保険(船員)70歳以上被用者月額変更(標準日)・賞与支払届	厚生年金保険法27条、厚生年金保険法施行規則10条の4、18条、19条、19条の5	e-Gov	○	—	1	平成26年7月からオンライン化を実施 公的個人認証サービス対応 電子署名必要
合計	22			22	0		

※ 平成26年4月1日から9月26日までの間にオンライン化している手続き、又は9月26日までにオンライン化することが最適化計画等で決定している手続きがある場合に記入すること。

※ 手続種別:1:「申請等・国」 2:「申請等以外・国」 3:「申請等・独立行政法人等」 4:「申請等以外・独立行政法人等」 5-1:「申請等・国・各府省等共通」 5-2:「申請等以外・国・各府省等共通」 6-1:「申請等・独立行政法人等・各府省等共通」 6-2:「申請等以外・独立行政法人等・各府省等共通」

※ オンライン化した「実施年月」又は実施予定時期が明らかである場合は、備考欄に「実施予定年月」を記入すること。

※ 独立行政法人等の手続(手続種別 3、4、6-1、6-2)の場合は備考欄に独立行政法人等名を記入すること。

※ 申請等手続(手続種別 1、3、5-1、6-1)で電子署名が必要なものについては、備考欄に「電子署名必要」と記入すること。

※ 申請等手続(手続種別 1、3、5-1、6-1)で公的個人認証サービスに対応するものについては、備考欄に「公的個人認証サービス対応」と記入すること。